

東京弁護士会市民会議

～第2回会議から～

2004年9月30日に第2回市民会議が行なわれ、7名の委員全員が出席した。今回は「弁護士報酬敗訴者負担制度」及び「司法修習生の給費制廃止」、「裁判員制度実施に向けての法教育及び広報のあり方」をテーマに議論した。出席者の発言要旨は下記のとおりである。

東京弁護士会市民会議委員

阿部 一正（新日本製鐵株式会社知的財産部長）
岡田ヒロミ（消費生活専門相談員）
紙谷 雅子（学習院大学法学部教授）＊議長
草野 忠義（日本労働組合総連合会事務局長）
長友 貴樹（調布市長）
濱野 亮（立教大学法学部教授）＊副議長
藤森 研（朝日新聞社編集委員）

※50音順／敬称略

1. 弁護士報酬敗訴者負担制度について

阿部委員



先日、敗訴者負担制度を採用しているドイツから訴状が来たが、彼らはやはり訴訟に踏み切るのにかなり慎重で、米国の裁判と比べると一生懸命考えてから訴訟をするという感じがする。従って、濫訴防止機能は一定の範囲、あるという気がする。しかし、生活がかかったような訴訟が起こせないことになると、非常に社会的に深刻な話だ。この点についての手当てをすべきだと思う。

岡田委員



消費者紛争はほとんど弁護士のボランティアでやってもらっている。消費者も少額訴訟を活用しようとして裁判所へ足を向けはじめたところ、敗訴者負担となると、ボランティアにしても多分弁護士は引き受けたがらないだろう。深刻だと思う。消費者と事業者の認識や資力が異なることを踏まえてもらいたい。

草野委員



労働事件では、やはり労働者と会社との力関係が明確に違うので、これが敗訴者負担になったらとんでもないことになると思う。

長友委員



市の法律相談では、一般市民にとって切実な案件、弱者の意見が目立つ。敗訴者負担になると、市民が訴訟に持ち込むこと自

体を躊躇する方向に向かうのかなという懸念はある。

濱野副議長



今回の法案については、長い間議論をして決着がつかない中で急に敗訴者負担の「合意論」が出てきてしまい、唐突な妥協の産物のように見える。そんなに性急にせずに、今何故ここで導入しなくてはいけないのか、もう少し議論すべきである。むしろ、これは司法アクセスの促進という司法制度改革審議会の目標に照らしてみれば疑問が大きい案ではないか。

藤森委員



立場によって、捉え方が違うと思う。例えば、一方的に誰が見てもおかしいやり方で自分の権利が侵害された場合には敗訴者負担の方が正義に合う気がする。ただ、構造的な力関係の違いがあることも事実だろう。

紙谷議長



本当に不当な訴訟なのか濫訴なのかというのは、実はわからないところもあると思う。訴えられた人にとっては濫訴であっても、訴えた人は正当な権利の行使と信じている場合もある。意見の対立があるから訴訟になるのではないか。もし、仮に積極的に敗訴者負担制度を推し進めるとしても、意義のあるところから実施すべきではないか。対等な当事者間において成り立つのであれば、次の段階として、対等な関係ではない当事者間においてはどうかというように、もっと具体的に検討すべきである。

2. 司法修習生の給費制廃止について

濱野副議長

ずいぶん前から貸与制にするべきではないかと考えていた。多くの市民も、なぜ司法修習生に税金で給料を払っているのか理解に苦しむというのが素朴な感覚だったのではないかと。ただ、廃止する時期については慎重に検討する必要があると思う。また、法科大学院と司法研修所の関係、司法試験合格者増員の問題とも絡んでいるため、その点を視野に入れて給費制の廃止という方向で考えていくべきではないか。

紙谷議長

貸与制における「任官者の貸与金返還免除」はおかしい。身分を保障されている任官者に対して返還を免除するという仕組みの発想自体が何となくずれているのではないかと。給費制であれば、社会からお金をかけられて一人前になったのだから、いろいろな公益的なことをしなければいけないということが、法曹の共通認識になるのかもしれない。もし給費制を廃止したときに、弁護士という職業に公共性があるという認識をどのように確保するのかという議論をしてほしい。

草野委員

弁護士さん、お医者さんというのは、普通のサラリーマンや庶民から見ると、高収入だと見られていると思う。そうすると、司法修習生に対する給費を国費でやることについては抵抗感が非常に多いし、これから人数が増えていくと、ますます負担感は強くなっていく。一方で、いわゆる苦学して弁護士になるという人が少なくなるという問題もある。その問題にどのように焦点を当てていくか、非常に重要なポイントだと思う。

阿部委員

法科大学院を出たら皆がローヤーになれる、多くの法曹が輩出することを認めなければいけない。それで司法修習制度が支障になっているというのでは本末転倒なんじゃないかという気がする。そういう意味では司法修習制度そのものを廃止した方がよいのではないかと。

岡田委員

一般市民からすると、「弁護士だけ特別」と感じると思う。1つの職種だという感覚からすれば、給費制度自体おかしいのではないかと。では、経済的に豊かな人しかなれないのかというと、そうではなく、そのために貸与制があるというのであれば心配することはないような気がする。

長友委員

司法修習制度自体の今後を考えるという議論はしっかり別にやればいい。現行の体制で考えると、私は給費制を廃止した上で、見直しの期間を設けるべきだと思う。給費をストップされると、営利を重視したような行動に走るおそれがあるのではないかとという意見があるようだが、高い倫理観を求められる職種にあってそのような意見が出たり、危惧されたりすること自体、問題だと思う。

藤森委員

給費制を支持したい。以前の自治医科大学では、卒業後8年間僻地に赴任すれば、学費を返さないでいいという貸与制を採用し、多くの学生は僻地に行って、学費の免除を受けたという話を聞いた。いわば社会の共有財産を育てようというのが1つの成熟だと思う。弁護士の果たしている社会への還元力というのは相当高く感じる。我々の共有財産として弁護士のプロフェッションを大事にさせてもらう、その代わり頑張ってもらいたい、という方がいい。

3. 裁判員制度実施に向けての法教育及び広報のあり方について

藤森委員

陪審制を採用しているアメリカで、実際に経験した市民に話を聞いたら、「やる前はやはり嫌だった」「実際にやってみたらすごくよかった」と言っていた。裁判員制度を知ってもらうには、まず実際の裁判を見ることが重要だ。アメリカの裁判専門チャンネルのように、日

本でもテレビを入れて行なったらどうか。一番効果があるのは、裁判員を経験した人たちが「よかったよ」「こんなふうだったよ」と、みんなに伝えることだ。しかし、今の裁判員法の守秘義務の規定は相当に厳しい。評議の秘密云々というのは必ずしも理由にならないと思う。円滑な導入のためにも、もう一度、制度を議論する柔軟さが必要ではないか。

岡田委員

裁判所等から、裁判の仕組みや刑事と民事の違いといったことをわかりやすく話せる人材を外に出してもらい、その人材を活用してほしい。裁判員制度のような難しい話をいかに易しく話せるかということは大切だと思う。そして、わかりやすい話を皆さんが聞く機会があればもっと理解してもらえらるだろう。ポスターもさることながら、それ以上にきっと説得力があるのではないか。

紙谷議長

多くの人が実際には民事と刑事を全く区別できていない。これはやはり初等・中等教育の問題ではないか。大学の法学部1年生に話をすると、まずほとんどわかっていない。民事・刑事の区別が何故か上手に伝わっていないということは法制度にとってかなり大きな問題ではないか、裁判員制度以前の問題と思う。その意味では、裁判員制度を一生懸命説明する前に「裁判所制度あるいは司法制度はこうですよ」ということが非常に必要である。また、親近感を持たせるにはどうしたらいいかというところで体験というのは非常に意義があるのではないか。

長友委員

子どもたちの教育の中にいかに溶け込ませていくかということについて、文字情報だけではなく、実態を模擬的なものを通して理解させることにより、法に基づく裁判の重要性への深い認識が可能になる。現実には中学校で模擬裁判を行なっているが、教育委員会は「大変効果がある」と言っていた。裁判員制度を定着させるようなものを模擬裁判の中に入れていくことについて、効果のあるように全面的にバックアップしてい

きたい。

濱野副議長

実際に経験すれば、きっとこれは非常に重要であるし、真剣にやらなくてはいけないという感覚を持つ方が多いと思うが、現実には仕事を休まなくてはならないという状況に果たして周りの職場の理解が得られるかということは不安だと思う。制度設計と併せて「これが何故必要なのか」という広報を、抽象的に民主主義とか国民が主権者であるという話ではなくて、刑事裁判にかかわることの意味と裁判官とともに市民が有罪・無罪を判断する、刑の量定を行なうことの重要性を具体的に広報していく必要が非常に大きいと思う。

阿部委員

従業員から、調停の呼出しや弁護士から書面が来たなどの相談を受けるが、それだけでうろたえている。司法・行政・立法といった制度の抽象的な意味しかわからず、仕組みがどのように動いているかは理解できていない。そういう状況で、部下に裁判員の指名が来たときに、部下はどのように思うのか。また、部下が休暇を取らなければならないというときに会社がどういう反応を示すのか、本当にこの制度は動くのか。一方で、経験者は少しずつ司法の迷惑さと有り難みの両方がわかってくるだろう。そういう意味では、模擬裁判のように身体でわかるような疑似体験をさせるのが一番いいのではないか。

草野委員

裁判員制度は戦後60年の仕組みを変える大改革であるため、国民の意識を変えていかなければ成功しない。企業の中では、成果主義になって競争が激しく、労働者は裁判員になって会社を休むことに対して、心配・不安感を持つと思う。そのため、労働組合からいうと、裁判員になって会社を休む場合の勤務時間や賃金の扱い等、労使間の中でどういうふうな話し合いができるかが、実際に裁判員制度を運用していった場合、非常に重要なポイントになるのではないか。

*本会議の議事録は東京弁護士会ホームページにて公開している。